

# 雇用ニュース

2007年6月



—海辺に咲く— いばらき自然環境フォトコンテスト 入選 斉藤 一男さん

## 「守ろう！確かめよう！この最低賃金」

### おもな内容

- 茨城労働局長着任あいさつ ..... 2
- 県内の雇用情勢 ..... 3
- 「大好きいばらき就職面接会」を開催 ..... 4
- 障害者の職場実習生受け入れにご協力ください ..... 5
- 若年者雇用促進特別奨励金のご案内 ..... 6
- 茨城県最低賃金のご案内 ..... 7
- 茨城県雇用関係主要指標 ..... 8

## 茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス <http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

# 労働局長着任あいさつ

茨城労働局長 浅田和哉



6月1日付けで茨城労働局長に就任した浅田でございます。

茨城県内の企業の経営者、あるいは人事労務をご担当されておられる皆様方におかれましては、平素から私どもが推進しております労働行政、特に職業安定行政に一方ならぬご支援・ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

さて、茨城県においても、ようやく景気の回復が本格化しつつある状況にあり、景気の遅行指標といわれる有効求人倍率も2007年4月には1.03倍と実に13年11ヶ月ぶりに1倍を突破しました。多くの企業で工場の新增設、設備投資の上方修正、稼働率のアップ等の声を耳にし、さらには新規学卒者の求人者数が相当増加している状況を見ると、今後は人を採用したくてもなかなか採用できないという方向に推移していくのではないかと考えられます。

また、我が国では確実に少子・高齢化社会が進行しており、県内の労働力人口は、2005年の149万人から2030年には120万人に減少するという試算（労働政策研究・研修機構「平成18年度労働力需給の推計」）も公表されています。天然資源の乏しい我が国で唯一潤沢にあるといわれてきた人的資源も貴重な存在になる日もそう遠くないのかもしれません。

企業は、一般に、「人」、「物」、「金」、「情報」の4つの経営資源から構成されていると言われていますが、これらのうち、付加価値の創造や企業競争力の向上をもたらしてくれる最大の経営資源は「人」です。

では、労働力人口の減少が今後確実に進行していく中、企業が更なる発展を目指すとするれば、どうすればよいのでしょうか。

高齢者や女性を含めた、限られた「人」という貴重な経営資源の確保とその有効活用が企業における今後の最大の経営課題になると考えられます。また、貴重な人材を確保し活用していくためには、横並び意識から脱却しライバル企業の先頭を切って、労働条件や労働環境の一層の整備・向上を図り、今まで以上に魅力ある企業にしていけることが求められます。

茨城県は、天保の飢饉の際に当時の水戸藩主の徳川斉昭侯が弘道館を開校し、広く人材の登用に努めたことでも明らかのように、人材の確保・育成の先進県です。茨城県の経営者、人事労務ご担当の方々におかれましては、この素晴らしい伝統を受け継ぎ、人材を大事に育て企業の大いなる発展を目指していただきますよう心からお願い申し上げます。

# 有効求人倍率1.03倍・13年11か月ぶりに1倍台(季節調整値)

有効求人数は11か月連続の増加 有効求職者数は49か月連続の減少

## ① 概況

4月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は14,449人で前年同月に比較して9.1%増加し、2か月連続の増加となりました。

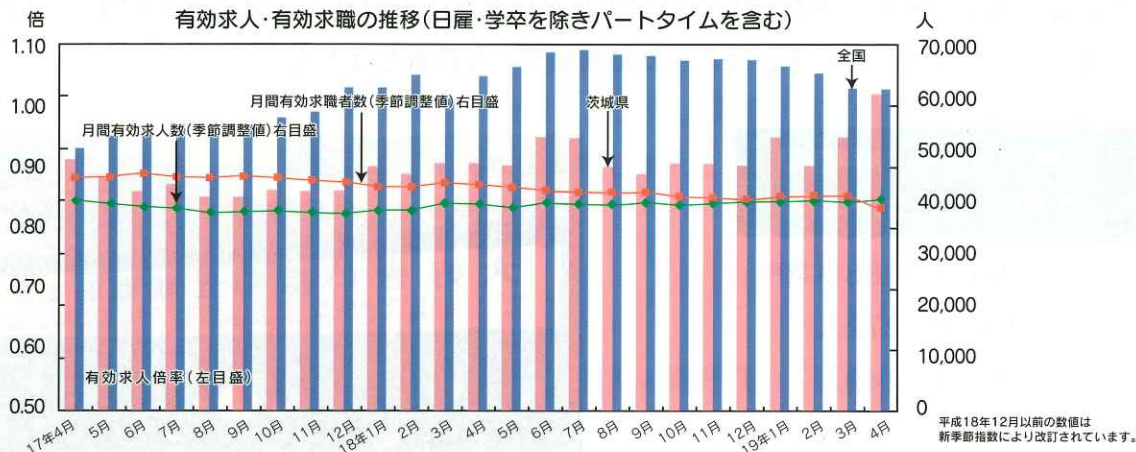
新規求職者数は12,858人(前年同月比12.2%減)で、3か月連続の減少となりました。

なお、雇用形態別に見ると一般(10.4%減)は13か月連続で減少し、パートタイム(16.5%減)も3か月連続の減少となりました。

有効求人数は40,031人で、前年同月比で3.3%の増と11か月連続の増加となりました。一方、有効求職者数は、41,970人(8.3%減)で、49か月連続の減少と依然減少傾向で推移しています。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、1.03倍(季節調整値)と平成5年5月以来13年11か月ぶりに1.00倍を超え同年4月の1.04倍以来の高い率となりました。なお、原数値では0.95倍と7か月ぶりに1.00倍下回りました。

就職件数は3,517件と前年同月比で5.2%減と、11か月連続の減少となりました。



## ② 新規求人の動き

新規求人数は14,449人となり、前年同月比で9.1%増となりました。

産業別にみると、建設業(前年同月比0.2%減)、運輸業(同9.8%減)は減少しましたが、製造業(同4.5%増)、卸・小売業(同0.4%増)、情報通信業(同49.7%増)、飲食店・宿泊業(同2.6%増)医療・福祉業(同17.2%増)、サービス業(同16.5%増)、その他の産業(同33.1%増)で増加しました。

また、規模別に見ると500人以上(同23.1%減)で減少したものの、新規求人数の過半数(52.7%)を占める29人以下(同3.2%増)をはじめ、30~99人(同27.7%増)100~299人(同11.4%増)、300~499人(同77.9%増)で増加となりました。

雇用形態別では、一般常用は2か月ぶりに9.4%増加しました。パートタイムも6.6%増と2か月ぶりの増加となりました。

## ④ 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は4,563件で、前年同月に比較し7.4%減と11か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は35.5%と、前年同月(33.6%)を1.9ポイント上回りました。

雇用保険受給者実人員は8,538人で、前月比で12.2%減、前年同月比では7.4%減(54か月連続減)と依然減少傾向にあります。

被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は1,262人で、割合は6.3%(前年同月6.7%)と0.4ポイント低下し、事業主都合離職者数でも6.6%減と2か月連続の減少となりました。

## ③ 新規求職の動き

新規求職者数は12,858人となり、前年同月比で12.2%減と3か月連続の減少となりました。雇用形態別の割合では、一般が72.3%(前年同月70.9%)と1.4ポイント低下し、数でも10.4%減で13か月連続の減少となりました。一方パートタイムも数では16.5%減と3か月連続の減少となりました。

また、常用(パートタイムを含む)で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は45.6%となり前年同月(45.3%)を0.3ポイント上回りましたが、若年求職者数では11.6%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む常用新規求職者数のうち、55歳以上の高齢者の占める割合は22.3%で、前年同月(21.6%)を0.7ポイント上回りましたが、高齢求職者数では9.5%の減少となりました。

県内ハローワーク・茨城労働局・茨城学生職業相談室・茨城県連携のもと

## 「大好きいばらき就職面接会」を県内2会場で開催

景気は改善基調を維持しており、平成19年3月新規大学等（大学院を含む大学、短大、専修学校、高専）卒業者の就職状況は、前年に比べ求人数、就職数等の改善が見られますが、一方で、就職が決まらないまま卒業する者が依然として存在し、フリーターやニートへの移行が危ぶまれるところです。

このような中で、県内ハローワーク、茨城労働局、茨城学生職業相談室、茨城県は20年3月卒業予定の大学、短大、専修学校等の学生及び卒業後1～2年の未就職者を対象に、水戸市及びつくば市の2会場で「大好きいばらき就職面接会」を開催しました。

### 5月21日開催・水戸会場 (ホテルレイクビュー水戸)

- ・参加事業所 188事業所
- ・参加者数 272人
  - 大学 149人
  - 短大 32人
  - 専修 53人
  - 既卒者 38人



(水戸会場)

### 5月25日開催・つくば会場 (ホテルグランド東雲)

- ・参加事業所 184事業所
- ・参加者数 308人
  - 大学 105人
  - 短大 17人
  - 専修 166人
  - 既卒者 20人



(つくば会場)

平成20年3月新規大学等を対象とした求人は引き続き募集中ですので、管轄ハローワークにお申し込み下さい。事業主の皆さまの積極的な雇用枠の拡大にご理解・ご協力を重ねてお願いいたします。

事業主の皆様へ

## 障害者の職場実習生の 受け入れにご協力ください！

福祉施設・養護学校では実習の受け入れ先を探しています。

**Q：職場実習は何のために行うの？**

**A：**障害者が一般の企業へ就職するための準備訓練（ステップアップ）として行います。

**Q：職場実習って賃金は払うの？**

**A：**雇用ではないので、賃金の支払いは必要ありません。また、実習中の万が一の事故等障害（損害）保険については、障害者本人が保険会社と契約し加入しますから、会社は安心して受け入れてください。

**Q：作業時間とか期間とかはどうするの？**

**A：**施設指導員または養護学校の担当教諭が会社と障害者の調整役として打ち合わせします。期間は、一週間でも一か月でも可能です。

**Q：どんな仕事をしてもらえばいいの？**

**A：**障害者一人ひとり個性がちがいます。本人とまず会ってみてハローワークや関係機関が一緒になって検討します。面接には施設指導員または養護教諭も同行します。

**Q：企業へのメリットは？**

**A：**企業にとっては、障害者の特性や能力の見極め・雇用管理に関するノウハウを蓄積することができ、障害者雇用を考える始めの一歩となるでしょう。



実習期間中は関係機関がサポートします

お問い合わせは

最寄りのハローワークまたは茨城労働局職業対策課

〒310-8511 茨城県水戸市宮町1-8-31  
電話 029(224)6219 FAX 029(224)6279

年長フリーターの常用雇用を支援します  
(若年者雇用促進特別奨励金のご案内)

対象労働者をトライアル雇用後、正社員(注)として  
継続雇用する事業主に奨励金が支給されます

奨励金

30歳未満は20万円、30歳以上35歳未満は30万円

## 対象労働者の 条件は？



### 支給申請はいつ？

(6か月ごとに申請を行い  
二分の一ずつ支給されます)

### 第1期

支給申請  
【一ヶ月以内】

### 第2期

支給申請  
【一ヶ月以内】

トライアル雇用

【3か月以内に正社員へ移行】

正社員となって  
6か月経過

正社員となって  
1年経過

(注) 正社員とは、「雇用期間の定めのない雇用であって、1週間の所定労働時間が、通常の労働者と同程度である労働契約を締結し雇用される雇用保険の被保険者」を指します。その他、詳細については、都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)におたずねください。

# 守ろう！確かめよう！この最低賃金

茨城県最低賃金は、時間額655円（平成18年10月1日発効）です。

この最低賃金額は、茨城県内の事業所で働くパート、アルバイト等を含めすべての労働者に適用されます。

なお、以下のように産業別で決まっている最低賃金もあります。産業別最低賃金が適用される労働者以外は、茨城県最低賃金の適用となります。

労働者を雇用する場合は、決まっている最低賃金の金額以上を支払わなければなりません。

## 産業別最低賃金（平成18年12月31日発効）

- \* 鉄鋼業……………時間額 758円
- \* 一般機械器具製造業……………時間額 747円
- \* 電気機械器具、情報通信機械器具、  
電子部品・デバイス精密機械器具製造業……………時間額 742円
- \* 各種商品小売業……………時間額 718円

☆詳しいことは、茨城労働局労働基準部賃金室（電話 029-224-6216）、  
またはお近くの労働基準監督署までお問い合わせください。



平成18年10月1日発効  
**茨城県最低賃金**  
**655円**  
特定の産業には、産業別最低賃金が定められています。

## 茨城県雇用関係主要指標

年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険 受給者 実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
16年度月平均	14,234	4,496	9,550	12,078	3,604	2,609	37,365	46,020	3,618	12,576
17年度月平均	14,288	4,129	10,067	11,750	3,313	2,452	38,422	43,937	3,575	11,686
18年度月平均	14,616	4,169	10,358	11,024	5,162	1,986	39,530	41,435	3,422	10,350
18年 4月	13,241	3,675	9,479	14,641	6,633	3,160	38,762	45,790	3,710	9,729
5	13,364	3,601	9,690	12,041	5,775	2,097	36,842	45,814	3,768	11,053
6	14,313	3,988	10,221	11,253	5,208	2,002	37,058	44,676	3,801	11,116
7	14,131	4,213	9,818	10,484	4,889	1,917	37,216	43,111	3,354	11,135
8	14,477	4,109	10,268	10,590	5,087	1,807	38,210	42,305	3,183	11,967
9	16,801	4,990	11,720	11,208	5,183	1,881	41,439	42,126	3,815	10,872
10	15,893	4,911	10,899	11,085	5,118	1,991	42,324	41,778	3,614	10,466
11	13,610	3,741	9,771	9,378	4,392	1,633	41,788	39,685	3,325	10,189
12	13,377	3,798	9,492	7,405	3,389	1,345	38,567	35,718	2,783	9,725
19年 1月	16,061	4,524	11,482	11,615	5,468	2,123	39,445	36,875	2,742	9,508
2	15,008	4,235	10,687	10,838	5,157	1,865	40,781	38,285	3,240	9,336
3	15,111	4,248	10,769	11,755	5,648	2,011	41,932	41,062	3,734	9,105
19年 4月	14,449	3,777	10,642	12,858	5,863	2,861	40,031	41,970	3,517	8,538
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
20年 1月										
2										
3										

年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
16年度月平均	1.18	1.35	0.82	0.86	6.4	12.0	▲ 10.1	▲ 6.9	▲ 3.3	▲ 0.8	▲ 27.1	▲ 18.4	308	4.6
17年度月平均	1.23	1.49	0.88	0.98	0.9	7.9	▲ 2.5	▲ 2.4	▲ 1.1	0.4	▲ 6.9	▲ 7.9	289	4.3
18年度月平均	1.33	1.56	0.96	1.06	2.3	1.7	▲ 5.5	▲ 2.8	▲ 4.3	▲ 0.2	▲ 11.3	▲ 6.6	271	4.1
18年 4月	1.23	1.53	0.91	1.04	▲ 4.5	2.4	▲ 6.6	▲ 5.8	▲ 5.2	▲ 2.5	▲ 7.1	▲ 9.4	284	4.1
5	1.32	1.61	0.92	1.06	1.5	8.4	▲ 4.8	▲ 2.8	2.0	1.8	▲ 3.7	▲ 4.0	277	4.1
6	1.32	1.58	0.95	1.07	3.5	3.5	▲ 8.1	▲ 3.4	▲ 3.0	▲ 0.5	▲ 10.9	▲ 8.7	278	4.2
7	1.31	1.58	0.95	1.09	0.2	4.5	▲ 1.0	▲ 0.0	▲ 4.1	1.1	▲ 13.0	▲ 7.5	268	4.1
8	1.27	1.60	0.94	1.08	2.9	4.6	▲ 5.4	▲ 3.6	▲ 1.6	▲ 1.3	▲ 13.3	▲ 7.6	272	4.1
9	1.35	1.57	0.95	1.08	7.8	2.2	▲ 9.9	▲ 2.8	▲ 0.1	1.1	▲ 15.3	▲ 8.6	280	4.2
10	1.40	1.53	0.96	1.07	1.9	1.7	▲ 6.4	▲ 2.0	▲ 5.8	1.2	▲ 14.9	▲ 5.3	281	4.1
11	1.33	1.60	0.98	1.07	▲ 1.9	1.0	▲ 7.5	▲ 4.3	▲ 5.7	▲ 1.9	▲ 14.1	▲ 5.8	259	4.0
12	1.39	1.60	0.99	1.07	10.0	3.4	▲ 3.7	1.3	▲ 5.9	2.8	▲ 13.4	▲ 7.4	244	4.0
19年 1月	1.34	1.51	0.98	1.06	7.4	▲ 2.8	0.5	▲ 0.5	▲ 6.9	1.7	▲ 11.1	▲ 6.7	264	4.0
2	1.31	1.51	0.97	1.05	▲ 1.5	▲ 4.4	▲ 8.3	▲ 3.2	▲ 5.3	▲ 0.8	▲ 8.3	▲ 6.7	270	4.0
3	1.33	1.50	0.97	1.03	0.4	▲ 4.6	▲ 10.6	▲ 6.8	▲ 9.7	▲ 5.5	▲ 10.1	▲ 7.2	281	4.0
4	1.56	1.58	1.03	1.05	9.1	▲ 3.3	▲ 12.2	▲ 4.9	▲ 5.2	▲ 5.4	▲ 12.2	▲ 1.9	268	3.8
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
20年 1月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。 2. 新規求職申込件数のうち若年者欄は、平成18年4月から「34歳以下のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、29歳以下のパートを除く常用)。 3. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成18年4月から「55歳以上のパートを含む常用」に対象を変更(18.3月までは、45歳以上のパートを除く常用)。 4. ▲印は減少を示す。 5. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。 6. 平成18年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。